

福岡県後期高齢者医療広域連合事務分掌規則の一部を改正する規則をここに公布する。

令和 6 年 1 1 月 2 7 日

福岡県後期高齢者医療広域連合

広域連合長 月 形 祐 二

福岡県後期高齢者医療広域連合規則第 4 号

福岡県後期高齢者医療広域連合事務分掌規則の一部を改正する規則

福岡県後期高齢者医療広域連合事務分掌規則（平成 1 9 年規則第 2 号）の一部を次のように改正する。

別表保険課の部資格保険料係の項を次のように改める。

- | | |
|-----|-------------------|
| (1) | 被保険者の資格の管理に関すること。 |
| (2) | 資格確認書等に関すること。 |
| (3) | 保険料の賦課に関すること。 |
| (4) | 保険料の減免に関すること。 |
| (5) | その他保険料に関すること。 |

附 則

この規則は、令和 6 年 1 2 月 2 日から施行する。